

第2回 三重県(志摩・南伊勢地区)放置船対策推進会議 幹事会

事 項 書

日時:令和 8 年8月28日(金) 10:00～

場所:三重県志摩庁舎 2 階大会議室

- 1 「第1回三重県(志摩・南伊勢地区)放置船対策推進会議幹事会」の概要について
- 2 放置船の現状と発生原因の検証について

1 「第1回三重県(志摩・南伊勢地区)放置船対策 推進会議 幹事会」の概要について

「三水域（港湾・河川・漁港）におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための今後の放置艇対策の方向性」（概要版）（令和6年3月 国土交通省・水産庁）

目 標

すべての放置艇の解消の最終的な目標は堅持しつつ、**地域にとって支障となる放置艇**については、**概ね10年程度**を目途に解消できるよう**優先的に**対策に取り組むことを目指す。

放置艇対策の実効性を高めるための3つの視点



具体的対策

1. 係留・保管能力の向上	1. 1 既存の係留・保管施設の収容余力の活用 1. 2 管理上支障のない水域の有効活用 1. 3 国の支援制度の有効活用（係留・保管施設整備）
2. 効果的な規制措置の実施	2. 1 放置等禁止区域等の指定の拡充 2. 2 所有者情報の把握 2. 3 所有者による係留・保管場所確保に向けた指導・啓発 2. 4 罰則規定の周知徹底
3. 水域管理者等による監督の推進	3. 1 行政代執行・簡易代執行の適切な実施 3. 2 廃棄物としての撤去処分の推進 3. 3 沈船を未然に防ぐための迅速な対応 3. 4 F R P 船リサイクルシステムの利用促進 3. 5 国の支援制度の有効活用（沈没船処理）
4. 放置艇の新規発生を防ぐ予防的措置の実施	4. 1 関係機関が連携した普及活動の充実 4. 2 日常的な放置艇対策への関係者の協力 4. 3 海洋教育等を通じた対策の周知
5. 広域的な対策の推進	5. 1 水域を越えた対応 5. 2 都道府県の枠を越えた対応

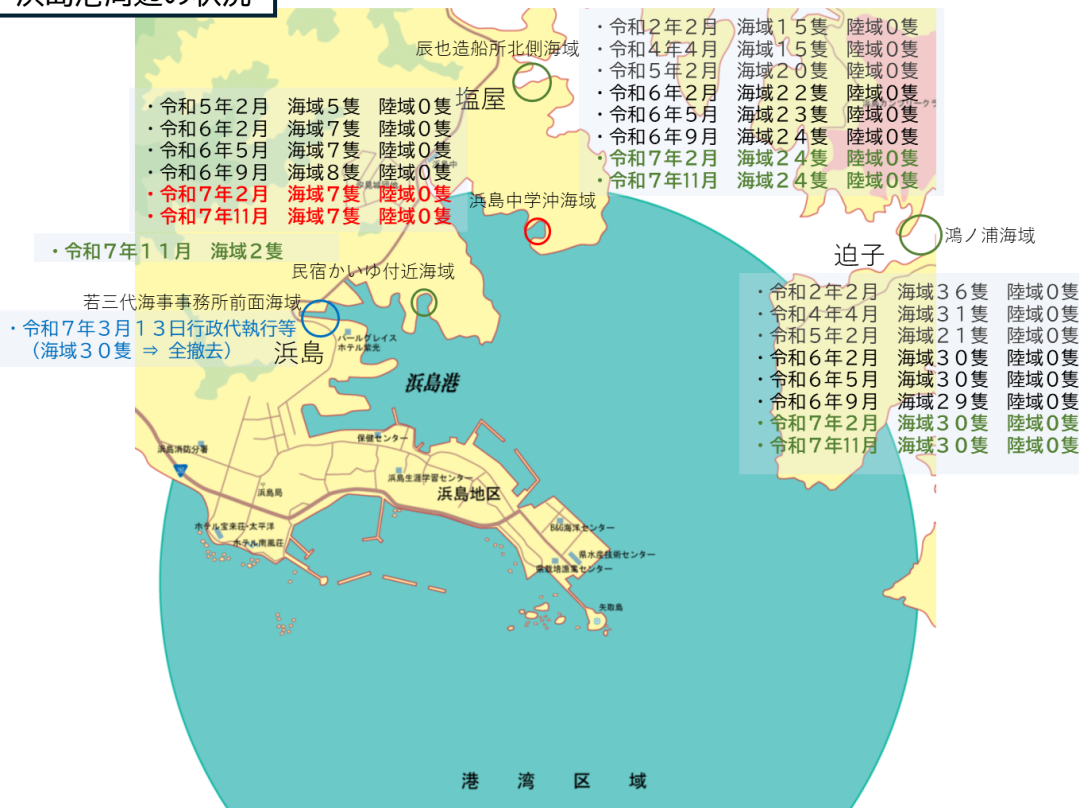
ロードマップ

R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
全国実態調査	放置艇対策の今後の方向性の検討			全国実態調査	進捗評価			全国実態調査	進捗評価			全国実態調査	
広域的な連携による放置艇対策の推進（それぞれの地域事情を踏まえて実施）													達成度評価
新たな放置艇を防ぐ予防的措置の拡充													

- 三重県の水域(港湾区域、漁港区域、河川区域)における放置船は約2,000隻あり、そのうち沈廃船は約260隻確認されている。(令和4年度調査)
- 近年では港湾区域内において、平成30年度に賀田港、令和6年度に浜島港について行政代執行及び簡易代執行にて放置船の撤去を行っている。
- 一方、一般海域でも放置船は存在し、志摩建設事務所や尾鷲建設事務所では問題となっている。

浜島港周辺の状況

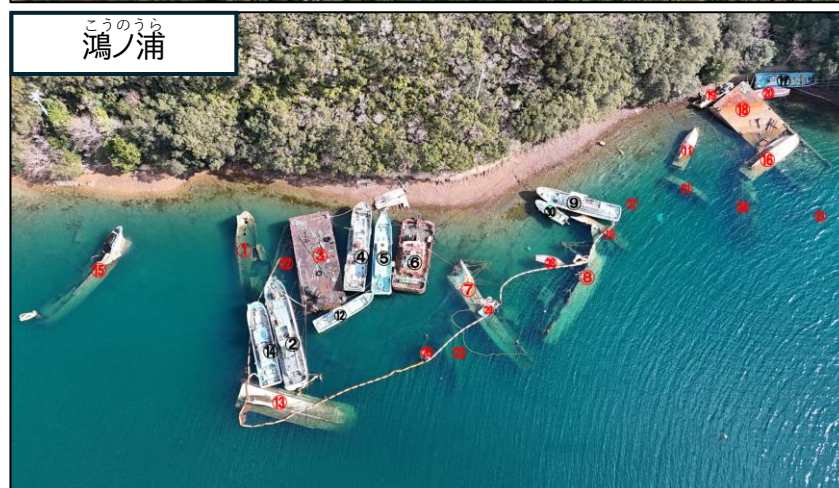
令和7年11月4日現在



たつやぞうせんじょよこ 辰也造船所横



鴻ノ浦



3 放置船対策推進会議の設置

広域的、かつ地域の実情を踏まえた放置船対策方針を検討する必要がある

各地域において
＜放置船対策推進会議＞を設置

※「三水域(港湾・河川・漁港)におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための今後の放置艇対策の方向性(令和6年3月 国交省・水産庁)」による「地域にとって支障となる放置艇」対策の検討を行うため、「志摩・南伊勢地区」の推進会議を設置する。

志摩市・南伊勢町の
放置船は約680隻

県内の約3割を占める

R7. 11月 志摩市・南伊勢町で
「第44回全国豊かな海づくり
大会」が開催

住民の海への環境意識が向上

R4. 8月 志摩市より放置船解消の強い
要望を受け、「浜島港及び隣接する一般
海域における放置船対策会議」を設置

放置船対策の検討・解消を実現
した実績がある

志摩市・南伊勢町で
「放置船対策推進会議」を設置



志摩・南伊勢地区の 放置船解消の取組

放置船解消の取組を
検討する

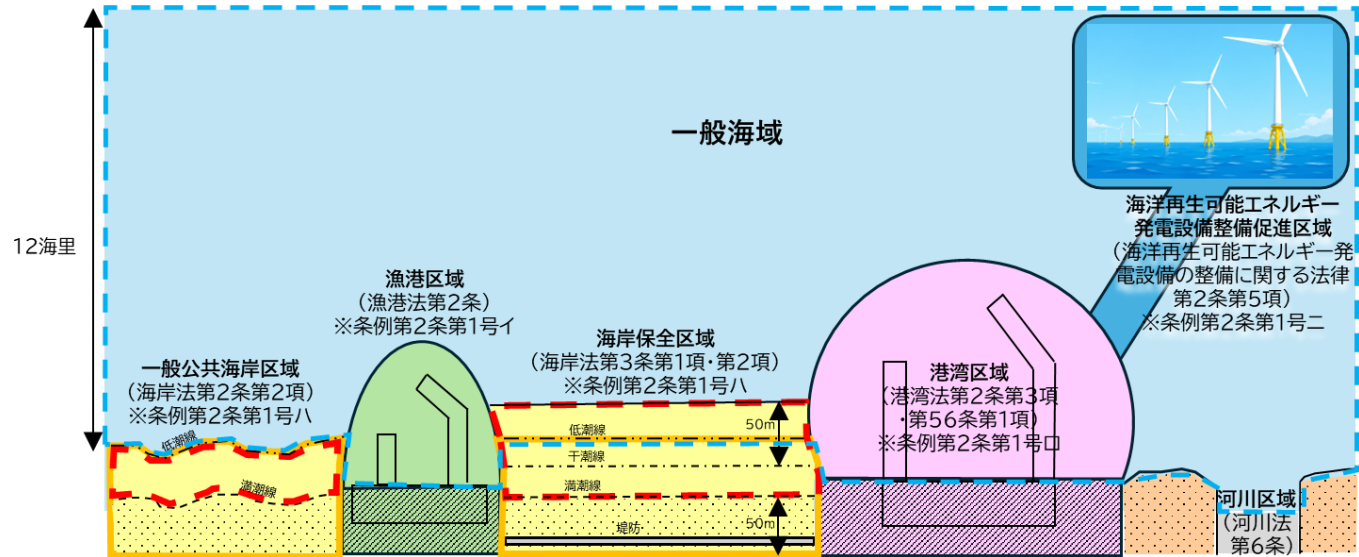
- 現状の整理
- 発生原因の検証
- 放置船解消の取組

各管理者と関係者が
情報を共有する

- 各々の取組の共有
- 各々が把握する情報の共有

浜島中学校沖の
7隻の放置船を
令和8年度中に解消する

- 放置等禁止区域の指定
- 解消方法の検討
- 関係者との連携



区域	関係法令	禁止行為	除去の命令 または警告	管理者自ら撤去	罰則
港湾区域	港湾法	○	○	○	○
漁港区域	漁港法	○	○	○	○
海岸保全区域	海岸法	○	○	○	○
一般公共海岸区域	海岸法	○	○	○	○
河川区域	河川法	—	○	○	○
一般海域	—	×	×	×	×



条例制定すると、、、

一般海域	一般海域等管理条例(仮称)	○	○	○	○
------	---------------	---	---	---	---

●三重県（志摩・南伊勢地区）放置船対策推進会議 スケジュール案

	令和7年度			令和8年度											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本会議		2/13 設置												放置船解消の取組報告 最終決定	
幹事会		2/19			現状の整理 6/8		発生原因の検証				放置船解消の取組整理・とりまとめ				

※令和9年度以降、幹事会は年2～3回程度、本会議は年1回程度開催
放置船に関する情報を共有し、その解消に努める

第1回三重県(志摩・南伊勢地区)放置船対策推進会議 幹事会

議 事 録

日時：令和8年2月19日(木) 10:30～11:30

場所：三重県 志摩庁舎 2階 大会議室

1 規約について

- ・令和8年2月13日(金)の本会議で承認された。

2 会長、副会長の選任について

- ・会長を志摩市 村上副市長、副会長を南伊勢町 広田副町長に選任する。

3 放置船対策推進会議について

- ・本会議の設置目的や今後の取組内容等を説明

4 「浜島港及び隣接する一般海域における放置船対策会議」の総括

- ・浜島港における放置船対策の取組等を説明

5 鳥羽海上保安部の取組

- ・鳥羽海上保安部の放置船に関するこれまでの取組内容を説明

6. 委員意見

- ・長井委員:先日、関係団体との意見交換があった際に、浜島港の一部の放置船を漁協が取りまとめた上で、処分している話をした。それについて良い取組だと意見をいただいたので、今後も良い事例は、周知していく必要があると考えている。

- ・繁田委員:地域からの期待もある中で、実効性のある対策を検討・実現していくことがこの会議のあり方であると思っている。引き続き、スピード感を意識しながらやっていく必要があると思う。

- ・三谷委員:主なエリアが海域のためパトロールは難しいが、大きな問題であることは認識しているので、陸上での広報活動などで協力していきたい。

PRのためのチラシなどはあるか。

・事務局:現在は放置船に関するチラシはないが、他県の事例を参考にしながら、この会議の中で作成していきたいと思っている。

・安田委員:放置船の処理も大切だが、これ以上放置船を増やさないのも重要な対策であるので、それについても、今後議論していきたい。

・南委員:当事務所でも船に関係した対応に苦慮しており、管理者のみでは対策できないことを痛感している。本日出席の関係者の皆様の連携が不可欠であるので、ご協力をお願いしたい。

・中川委員:環境の面から、放置船を安価もしくは無料で引き取って、エンジンなど有償部分のみを売却するなどの悪質な仲介業者もいると聞いている。船舶所有者が処分の際にそのような業者に委託しないような周知も必要である。

・広田副会長:放置船がなぜ放置されているかを把握する現状の整理は、大変重要であると認識している。この地域は津波の甚大な被害も想定されているため、放置船による二次被害の恐れもある。解消に向けて、関係機関で協力していきたい。

2 放置船の現状及び発生原因の検証について

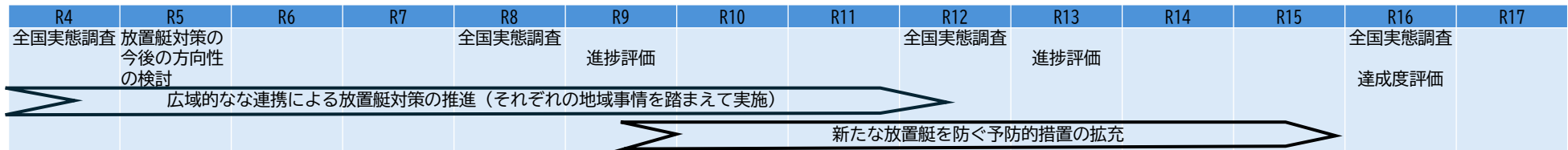
1 放置船を取り巻く現状

- 放置船が引き起こす問題として、津波や洪水などの災害時に背後住居等への影響や河川流水の阻害など二次被害が懸念される。また、沈廃船からの燃料油流出により環境や漁業への影響も懸念される。



出典：プレジャーボート全国実態調査結果概要（国土交通省・水産庁）

- 「三水域(港湾・河川・漁港)におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための今後の放置艇対策の方向性(令和6年3月 国交省・水産庁)」において放置船対策の取り組むべき方向性が示され、「**地域にとって支障となる放置艇**については、概ね10年程度を目途に解消できるよう優先的に対策に取り組むことを目指す」とされている。



- 令和4年の調査では、全国の3水域(港湾・河川・漁港)では約56,000隻の放置船がある。三重県では放置船が約2,000隻、そのうち沈廃船が約260隻あり、全国で8番目に多い。

順位	自治体	P B 総隻数 (A)	放置艇 (B)	放置艇率 (B/A)
40	三重県	3,215 隻	1,983 隻	61.7%

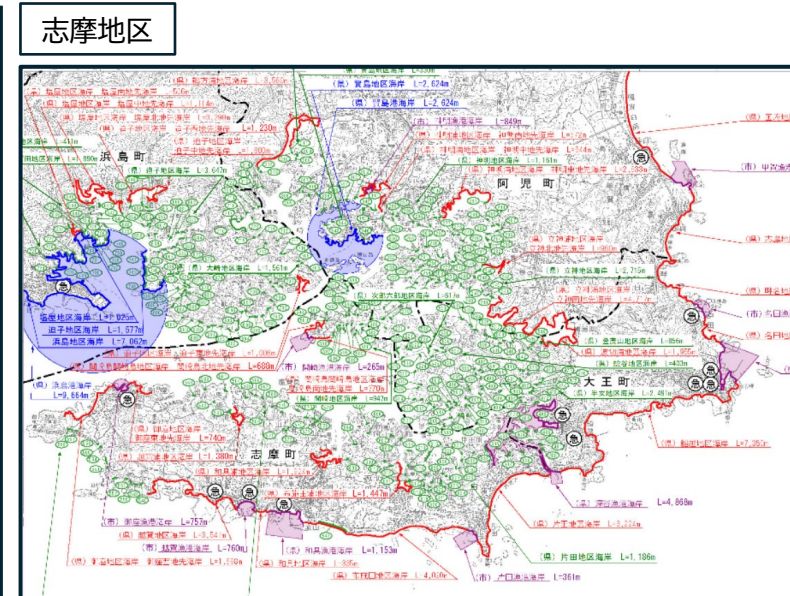
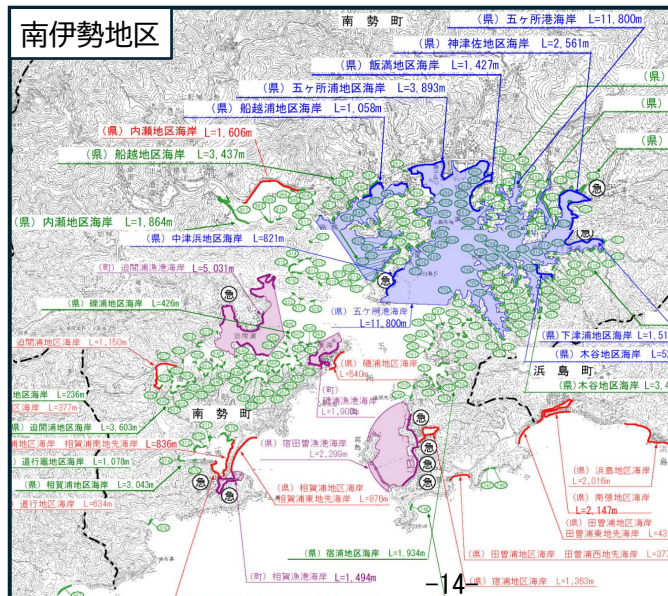
- 志摩・南伊勢地区においては、3水域での放置船が約580隻、そのうち沈廃船が約120隻確認されており、県内で特に多い地域である。また、一般海域においても約50隻の放置船が確認されている。特に港湾区域、漁港区域、一般海域において問題となっている。

【放置の定義】＜三重県において、「**放置**」は以下のように定義(予定)＞
(船舶等を)直ちに移動できないような状態にすることをいう。



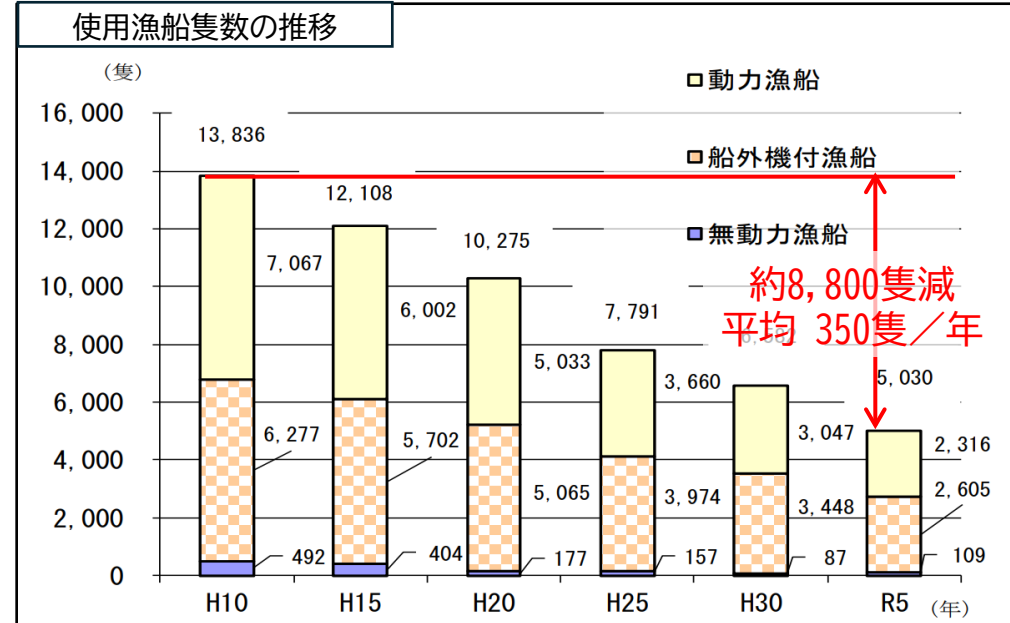
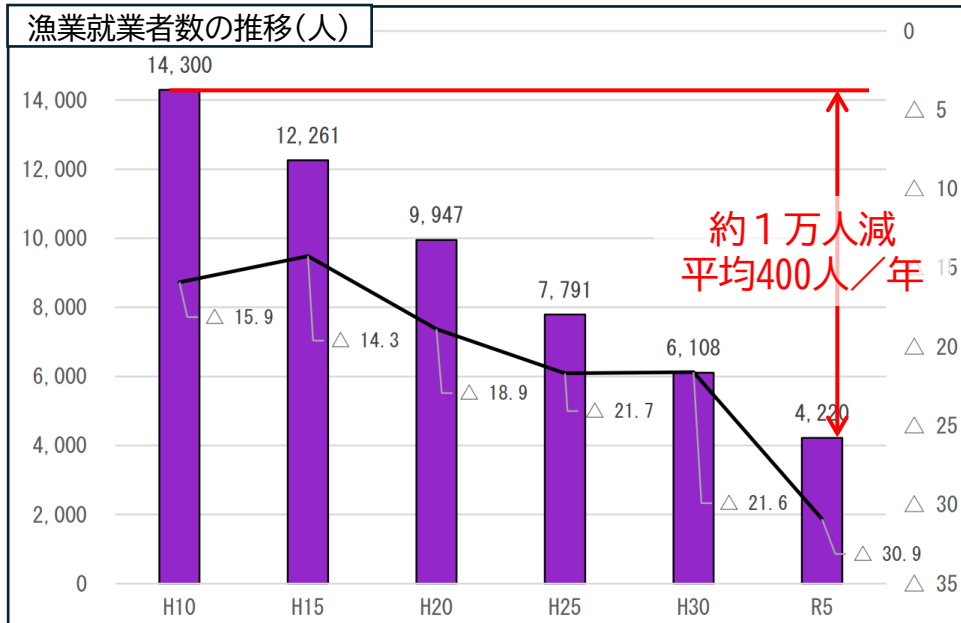
＜志摩・南伊勢地区における各管理者＞
（港湾、漁港、海岸）

区域		管理者
	港湾	三重県 県土整備部
	漁港	三重県 農林水産部 志摩市、南伊勢町
海岸	港湾海岸	三重県 県土整備部
	水国海岸	三重県 県土整備部
	漁港海岸	三重県 農林水産部 志摩市、南伊勢町
	農地海岸	三重県 農林水産部

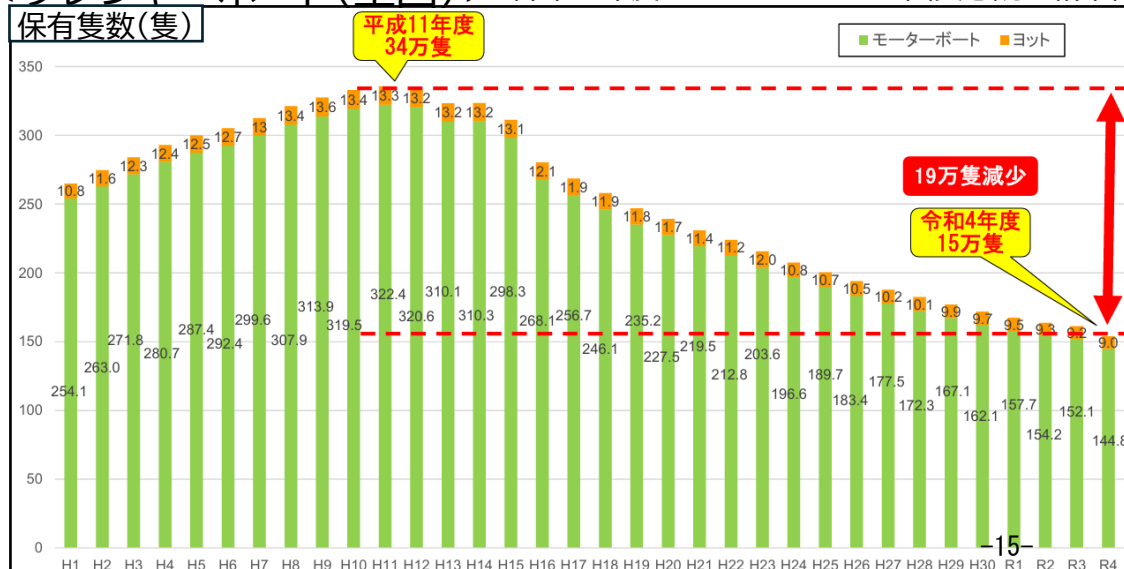


3 現状の整理(県内漁業や全国のPBにまつわる情報)

<漁船(三重県内)> (三重県HPより(2023年漁業センサス三重県結果概要))



<プレジャーボート(全国)> (令和4年度プレジャーボート全国実態調査結果概要(令和5年8月 国土交通省・水産庁))



- 県内の漁業就業者数は25年間で約1万人減少、年平均400人減少している
- また、使用漁船隻数も約8,800隻減少、年平均350隻減少している
- プレジャーボートでは、全国の保有隻数は、平成11年には約34万隻であったが、令和4年までに約15万隻まで減少している。

●令和4年度 三水域（河川・港湾・漁港）における放置船調査結果（プレジャーボート実態調査）(隻)

志摩市															
	河川(県)	港湾			漁港									一般 海域	
	県 県土整備	県 県土整備			県 農林水産					市					
	県管理	的矢港	賢島港	浜島港	安乗漁港	波切漁港	深谷漁港	和具漁港	宿田曾漁港	片田漁港	神明漁港	越賀漁港	御座漁港		
放置船数 (内 沈廃船)	0 (0)	124 (0)	4 (0)	62 (32)	2 (2)	5 (1)	79 (6)	3 (0)	4 (0)	3 (3)	2 (2)	3 (3)	2 (2)	54 (29)	
	0 (0)	190 (32)			93 (9)					10 (10)					
	293 (51)														
	347 (80)														

南伊勢町				
	河川(県)	港湾		漁港
	県 県土整備	県 県土整備		県 農林水産
	県管理	五ヶ所港	吉津港	奈屋浦漁港
放置船数 (内 沈廃船)	10 (8)	219 (41)	53 (17)	3 (0)
	10 (8)	272 (58)		
		285 (66)		

合計				
河川	港湾	漁港		一般 海域
－	県 県土整備	県 農林水産	市	
10 (8)	462 (90)	96 (9)	10 (10)	54 (29)
578 (117)				
632				
(146)				

三水域において
県内トップの放置船数
6 3 2隻(内 5 4 隻一般海域)



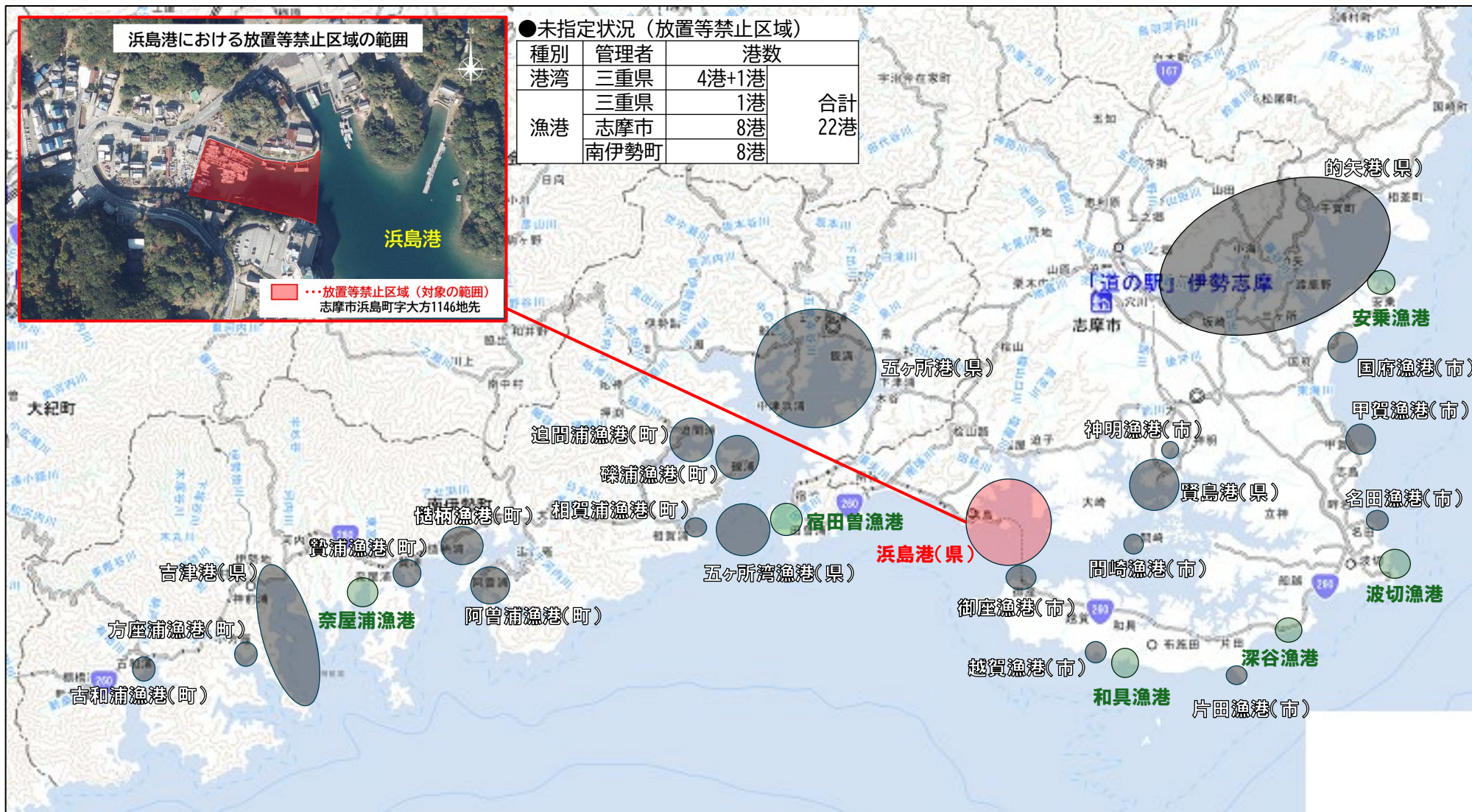
5 現状の整理(志摩・南伊勢地域における放置等禁止区域の指定状況)

Mie Prefecture

放置等禁止区域・・・

施設の利用、配置その他の状況により、港湾や漁港等で開発、利用又は保全上特に必要があると認めて管理者が指定した区域。

- 漁港管理者が指定する放置等禁止区域 (漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第5項)
- 港湾管理者が指定する放置等禁止区域 (港湾法第37条の11第1項)
- 未指定の漁港・港湾



①県内の係留・保管施設の収容能力不足【県全体】

マリーナ等の 収容能力(A)	P B総隻数	許可艇			放置艇 (C)	
		マリーナ等(B)	マリーナ等以外		沈廃船(D)	
1,387 隻	3,215 隻	1,232 隻	609 隻	623 隻	1,983 隻	258 隻

令和4年度プレジャーボート全国実態調査結果より

※マリーナ等：プレジャーボート専用の係留・保管施設として整備された施設（ボートパークやPBS等）

※既存施設の一部をプレジャーボート用に改修しない状態で、係留・保管場所として認めている施設

●未活用収容力：(A)－(B)＝1,387－609＝778隻・・・(E)

●収容不足能力：(C)－(D)－(E)＝1,983－258－778＝947隻

マリーナ等の施設の位置と放置艇の位置関係や艇サイズの考慮は必要だが、三重県全体で、R4年度時点では収容未活用が778隻分、全て活用できた場合の不足が947隻分。



収容能力が不足しているため、購入した船を係留するところがない

6 現状の整理と放置船等の発生原因の検証

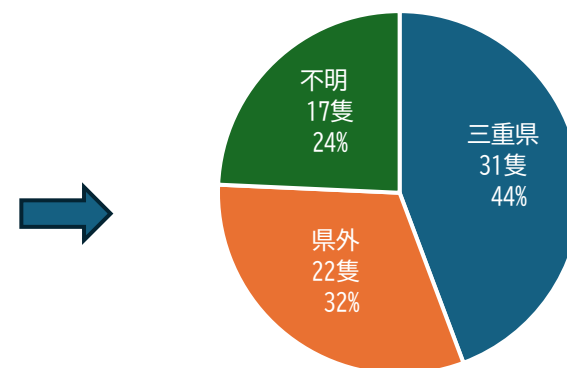
②県外等の他海域からの持ち込み

代執行における船舶の内訳

【代執行結果】

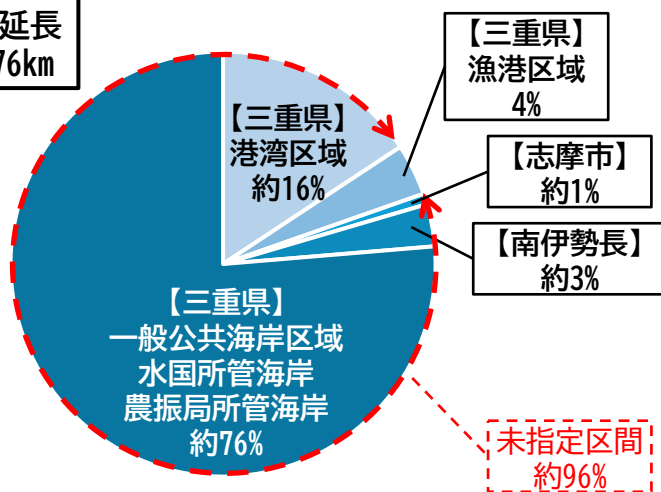
	船舶登録都道府県（隻）							
	県内		県外		不明		計	
	陸上	海上	陸上	海上	陸上	海上	陸上	海上
浜島港	2	14	0	6	0	8	2	28
	16		6		8		30	
賀田港	5	10	1	15	3	6	9	31
	15		16		9		40	

代執行結果による船舶登録都道府県（隻）



放置等禁止区域指定前の浜島港及び賀田港における、過年度の行政代執行の結果より、船舶の県内登録が確実なのは半数以下で、**県外登録**と思われるのが**約3割**ほどあった。

海岸線延長
約5,476km



●未指定状況（放置等禁止区域）

種別	管理者	港数	合計 22港
港湾	三重県	4港+1港	
	三重県	1港	
漁港	志摩市	8港	
	南伊勢町	8港	

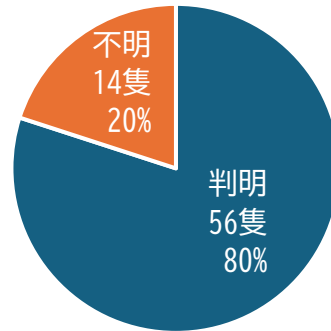
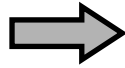
法定管理区域（港湾・漁港区域）における放置等禁止区域の指定状況は**約21%**（6港／28港）である。

放置されることが予想される海岸線（付近）に着目した場合は、**約17%**（219km／1,296km）、一般海域等も含めた場合は**約4%**に留まる。

放置等禁止区域の未指定や罰則がない等、**規制の緩い区域**に持ち込まれている

③放置船の所有者に関する情報収集制度

	判明	不明
浜島港	16	14
	30	
賀田港	40	0
	40	



2割の放置船等において、所有者が不明な状態であった。

直近の県における放置船対応・予定における船舶所有者の判明割合



- ・所有者変更に伴う手続き漏れがあり、現在の持ち主が分からない
- ・船体に記載された登録番号が削られており、所有者の確認ができない

④関係者間での情報協力

- ・都道府県の枠を超えた情報共有や広域的な対応が可能な仕組みがない。
- ・組織内や関係者間で情報共有機会がない。

⑤海域利用者への情報提供不足（放置等禁止区域や罰則、処理に関して）

⑥県の財政では、放置船の撤去が困難。

●放置船に関するポスター等（他自治体）事例

無くそう 放置艇!!

船舶の保管・管理・処分は、所有者自らの責任で適切に行いましょう!

ルールに基づく船舶の保管を!!

- 水域管理者が認めた場所に保管しましょう。
- 水域管理者の許可を得て保管しましょう。
- 各水域管理に関する法令に基づき罰則等の対象となる場合があります。



津波・水害対策の推進、水域利用の適正化のため放置艇の削減を推進しています。

徳島県

船の処分は所有者の責任です!

適切な方法で船を処分しましょう!

所有者は、船の処分から処分まで適正に管理する責任があります。船は人の財産です! 最後まで適正な方法を船を処分しましょう!

放置船・沈船・廃船とは	
放置船 使用にあたって許可の必要な施設等において、許可を得ず保管・使用している船、または、自衛・保管施設として認められていない船舶に保管・使用されている船。	沈船・廃船 海面上に漂着、もしくは長期使用された船が破損、破損等により船としての使用に耐えないと判断された船。

船を放置することは不法行為! 速やかに撤去を!

船を放置することは不法行為で、船の所有者自身に撤去義務があります。放置したままにしておくと、次のような罰則や処分がとられるので速やかに撤去をしましょう。

漁港漁場整備法 (昭和25年法律第137号)	
第39条 (放置禁止) 漁港管理者が指定した区域に関する	第46条 (放置をした者) 30万円以下の罰金

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)	
第16条 (投棄禁止) 何人もみだりに物を捨ててはならない	第25条 1,000万円以下の罰金、またはこれの併科金、又は1年以上5年以下の有期懲役

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45年法律第136号)	
第43条 第1項 (船舶等の廃棄物の規制)	第55条 (船舶等を捨てた者) 1,000万円以下の罰金

不法投棄 (放置) を続ける船については、漁港管理者が行政代執行などの手続きを経て強制撤去を行います。強制撤去にかかった費用は船の所有者に請求されます。

高知海上保安部 高知県 高知県警察

なくそう放置船! 守ろう美しい高知の海!

～放置船・沈船・廃船をそのままにいませんか?～

放置船が引き起こす問題として

- 公共施設の私物化・劣化
- 汚染・高潮時における洪水被害
- 船舶の沈没による一歩の歩道の閉鎖
- 安全性の欠如
- 安全管理の不十分さに起因する事故や遭難
- 漁業等への干渉
- 生活環境の悪化、モラルの低下
- 船舶の悪化
- ゴミ、油の不法投棄
- 違法駐車、騒音 などがあります

～船の廃棄方法～

○船舶の廃棄については、船荷の漁船へご相談ください

○漁船 (産業漁業用) の処分を委託する場合は、許可を得た産業漁業用船収束業者

○レジャー船 (遊漁船・一般漁業用) は、お住まいの市町村

○FRP 船のリサイクルについては、

(一社) 日本マリナ事業協会 ☎03-5542-1202 へそれぞれお問い合わせください

～船の登録抹消～

小型船舶の場合	漁船の場合
小型船舶を廃棄する場合は、日本小型船舶検査機構 (JCI) で検査登録抹消 (返却) 届などの各種手続きが必要です。船舶の登録を抹消する日本小型船舶検査機構 (JCI) 支部にお問い合わせください。	漁船を廃棄する場合は、登録を受けている都道府県に漁船登録を返納する必要があります。所属の漁協または下記にお問い合わせください。

日本小型船舶検査機構 高松支部 ☎087-812-2306

高知県水産振興部 漁港漁場課 ☎088-821-4836

令和7年7月1日から 岡山県内の水域※は 放置等禁止区域に指定されます。

※北河川など一部の水域を除く

船舶の適正な登録・保管・処分はあなたの責任です。

秩序ある水域利用の実現 に向けて 皆様のご理解とご協力をお願いします!

あなたの所有する船舶は適正な保管許可を得ていますか?

使わなくなった船舶をそのままにいませんか?

みだりにプレジャーボート等を捨てたり、放置すると、関係法令に基づく罰則等が適用されます。

放置艇 Q&A

岡山県プレジャーボート対策推進会議

岡山県、岡山河川事務所、岡山道徳支局、岡山市、倉敷市、玉野市、備前市、瀬戸内市が管理する普通河川、ため池及び農業用水路など

岡山県プレジャーボート対策推進会議

事務局: 岡山県 土木部 港湾課
所在地: 岡山県 岡山市 北区 内山下 2-4-6
U R L : <https://www.pref.okayama.jp/page/760985.html>
連絡先: 086-226-7486

放置等禁止区域の指定後は、各水域等管理法令に基づく罰則等が適用されます。	
放置等禁止区域に指定する範囲	罰 則
港湾区域 県内の港湾区域、臨港地区などの全域 (県管理港湾10港、市管理港湾27港)	1年以下の拘禁刑 または 50万円以下の罰金
漁港区域 県内の漁港区域の全域 (県管理漁港13港、市管理漁港13港)	30万円以下の罰金
河川区域 県内の河川区域の一部 (国管理の直轄河川、県・市管理河川)	3か月以下の拘禁刑 または 20万円以下の罰金
普通海域 県内の普通海域 (港湾区域・漁港区域以外の海域) の全域	30万円以下の罰金
海岸 県内の海岸保全区域内の公共海岸	6か月以下の拘禁刑 または 30万円以下の罰金
児島湖面 児島湖面	30万円以下の罰金
普通河川 ため池 農業用水路 など	各条例の規定を適用

そのままにしませんか?

放置船 沈 船 廃 船



使わなくなった船はわがで処分するほい!!

正しい廃棄の方法で!!

熊本海上保安部 熊本県 熊本県警察本部

自治体	ポスター	チラシ パンフ
神奈川県川崎市	—	●
新潟県	●	—
岡山県	—	●
愛媛県	●	—
徳島県	●	●
高知県	●	—
熊本県	—	●
大分県	●	—

- <主な記載事項>
- 放置・沈廃船の写真・イラスト
 - 放置によって起こる事象
 - 罰則
 - 放置等禁止区域
 - 廃棄の手順や廃棄業者
 - 管理者連絡先
 - HPへのURLやQR